



マツモトキヨシ 労働組合ニュース

マツモトキヨシ労働組合 組合員用です。

1705号
2023.3.28日発行
発行人/砂川 佳信
編集人/倉持 有介
作成者/平野 優矢
TEL/047-345-9180
FAX/047-345-9181
MAIL/mkunion@cocoa.ocn.ne.jp



労働組合HPへの
QRコード
パスワードは
mrousk

2023労働条件闘争

第4弾

要求に対する全回答

2月13日(月)要求書提出/3月15日(水)妥結

2023年3月15日(水)に妥結を迎えた『2023労働条件闘争』について、労働組合の要求と会社の回答についてお知らせいたします。

エネルギーコストや物価の高騰が続いていることから、実質賃金の減少を背景に「人への投資」となる賃金アップを例年にも増して強く要望しました。従業員の皆さまの会社施策への取り組みや努力を認めていただき、正社員についてはベースアップ平均6,000円を含む4%の賃金改善、サービスクルーの方については組合員問わず全員20円の加給となりました。来期も引き続き労使一体となって会社業績に寄与することを約束し、労使合意をし、その後妥結となりました。

継続協議となった要求については、引き続き労使で検討を進めていきます。



I. UAゼンセン統一要求

1. 賃金改定に関する要求
2. 期末一時金に関する要求
3. 所定労働時間の短縮に関する要求
4. 定年延長に関する要求
5. 労働協約改定に関する要求
 - 1) 職場のハラスメント対策
 - 2) 産後パパ育休の原則取得に向けた取り組み
 - 3) 営業日・営業時間に関する要求

II. マツモトキヨシ労働組合独自要求

1. 組織拡大に関する要求
2. 専従役員増員に関する要求

主な交渉日程

第1回(要求書提出) 2月13日(月) 第2回 2月27日(月) 第3回 3月6日(月) 第4回(妥結日) 3月15日(水)

要求に対する回答については、次ページに掲載しています。

<マツキヨココカラWAY> 2. 私達が持つ自覚と責任

■ 私達は、それぞれの職務に応じて定められた責任を理解し責任を果たすことに誠意を尽くします。

U Aゼンセン統一要求

会社回答 (一部要約)

1	<p>賃金改定に関する要求について</p> <p>1) 正社員組合員の賃金改定 賃金改善要求 17,695円</p> <p>2) 正社員の初任給改定 高卒・専門卒 182,000円 4大卒 207,000円</p> <p>3) 契約社員組合員の賃金改定 賃金改善要求 10,732円</p> <p>4) パートタイム組合員の賃金改定 賃金改善要求 61円</p>	<p>1) 正社員組合員の賃金改定 1人当たり平均基準内賃金353,213円に対し、14,142円(4.00%) ①賃金体形維持分3,858円(1.09%)、その内訳として 定期昇給 3,161円(0.89%) 昇格昇給 697円(0.20%) ②賃金引上げ分10,284円(2.91%) 賃金引上げ分についてはベースアップ6,000円(1.70%)を含む。</p> <p>2) 正社員の初任給改定 改定は実施いたしません。 2024年4月に入社される正社員の初任給は改定に向けて検討を進めていく。</p> <p>3) 契約社員組合員の賃金改定 1人当たり平均基準内賃金201,724円に対し、8,072円(4.00%) ①制度昇給分 3,752円(1.86%) ②引上げ分(交渉分)4,320円(2.14%) 引上げ分については、ベースアップ3,340円(1.66%)を含む。</p> <p>4) パートタイム組合員の賃金改定 1人当たり平均時給1,186円に対し、51円(4.30%) 制度昇給分、最低賃金調整か年度分のほか、組合員全員一律20円加給(1.69%)を含む。</p>
2	<p>組合員の一時金(夏・冬)に関する要求について 正社員組合員 夏期：2.40カ月+a 冬期：2.60カ月+a</p>	<p>半期毎の目標管理・進捗管理の考え方から、半期ごとの業績を行うため、この段階では支給月の基準値は設けない。</p>
3	<p>所定労働時間の短縮に関する要求について 年間休日117日へ 所定労働時間を1,984時間に</p>	<p>現行の所定労働時間、年間休日はドラッグストア競合他社と比較しても環境は整備されている。 しかしながら、一部には業務が集中していることもあるため、引き続き労使で協議していくとともに、有給休暇の取得に関する施策についても、労使で協議していきたい。</p>
4	<p>インターバル制度の導入に関する要求について 勤務間インターバル8時間導入</p>	<p>働き方改革の一環として、会社としても導入すべきであると考えているが、店舗の人員配置も含め、導入して運用可能かどうかを慎重に検討したうえで引き続き労使で協議していきたい。</p>
5	<p>定年延長と定年延長に伴う労働条件に関する要求について 定年を65歳とする</p>	<p>2025年3月31日までは、改正法に基づく経過措置を施工中なので、経過措置に則り段階的に65歳まで希望者全員に引上げていく。雇用環境の変化や人材の戦力化も想定し、引き続き労使で協議していきたい。</p>
6	<p>顧客も含めたハラスメント対策に関する要求について 店舗運営マニュアル(クレーム対応)に悪質クレーム対策について明記する</p>	<p>店舗運営マニュアルに悪質クレーム対応について明記することを検討していく。悪質クレマーについてはお客様相談室で対応しているが事案の内容によっては法務部で対応する。 店舗だけで悩まず、随時相談して欲しい。</p>
7	<p>産後パパ育休の原則取得に向けた取組み 対象となる全ての男性組合員が、産後パパ育休を原則取得する</p>	<p>育児と仕事を両立するための環境整備に向けた取り組みについて会社も子育て支援に協力する。 2023年1月に“週休3日制度”も導入したので育児休業と合わせて選択肢が広がっている。</p>
8	<p>営業日・営業時間に関する要求 労働協約の労使協議事項に「営業日の変更に関する事項」を明記する</p>	<p>具体的な店舗、営業時間及びその協議すべき理由について明確化していただければ都度協議する。</p>

マツモトキヨシ労働組合独自要求

会社回答 (一部要約)

1	<p>組織拡大に関する要求 学生以外のサービスクルーを組合員にする</p>	<p>学生以外のサービスクルーを組合員にすることを継続して検討する。</p>
2	<p>専従役員増員に関する要求 現状の2名体制から2名増員し、専従役員を4名にする</p>	<p>引き続き労使で協議していく。</p>